**相続債権者受遺者への請求申出の催告**

本籍東京都東大和市奈良橋六丁目八八〇番地、最後の住所東京都東大和市狭山二丁目一二六四番地の五やまと苑

被相続人　亡　神谷　恒子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成三十年二月十四日

東京都武蔵野市吉祥寺本町一丁目三二番一号吉祥寺ＹＫビル二階ＮＡＫＡ法律事務所　相続財産管理人　弁護士　中　由規子

**相続債権者受遺者への請求申出の催告**

本籍東京都目黒区目黒本町四丁目一六八番地、最後の住所東京都大田区北千束一丁目五九番一一号コーポときわ三〇七号

被相続人　亡　最上　肇

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成三十年二月十四日

東京都文京区本郷二―二七―二東眞ビル四階ヒューマンネットワーク三森法律事務所　相続財産管理人　弁護士　三森　敏明

**相続債権者受遺者への請求申出の催告**

本籍東京都杉並区梅里一丁目一四番、最後の住所東京都杉並区成田東五丁目一二番一九号グラニー阿佐ヶ谷・杉並

被相続人　亡　染谷フク子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成三十年二月十四日

東京都千代田区丸の内二―六―一丸の内パークビルディング森・濱田松本法律事務所　相続財産管理人　弁護士　大室　幸子

**相続債権者受遺者への請求申出の催告**

本籍東京都千代田区猿楽町一丁目五番地三、最後の住所東京都文京区湯島三丁目九番二号

被相続人　亡　中村　恒夫

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成三十年二月十四日

事務所東京都中央区日本橋室町四丁目一番二一号近三ビルヂング八階荒巻・後藤法律事務所　相続財産管理人　弁護士　荒巻　慶士

**相続債権者受遺者への請求申出の催告**

本籍神奈川県平塚市虹ケ浜一八九番地、最後の住所神奈川県平塚市虹ケ浜六番二八号

被相続人　亡　山村　幸子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成三十年二月十四日

神奈川県小田原市本町一丁目一〇番二五号アオバビル二階　西湘法律事務所　相続財産管理人　弁護士　石田　逸人

**相続債権者受遺者への請求申出の催告**

本籍山形県酒田市旭新町一五番地九、最後の住所川崎市川崎区小川町一二番地一三小川町スマイルイン

被相続人　亡　紀伊　稔

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成三十年二月十四日

川崎市川崎区榎町一番八号ニッコービル三階　小山法律事務所　相続財産管理人　弁護士　狩野　直哉

**相続債権者受遺者への請求申出の催告**

本籍新潟県新潟市西蒲区曽根五五七番地、最後の住所本籍に同じ

被相続人　亡　加藤　哲夫

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成三十年二月十四日

事務所新潟市西蒲区竹野町一四九〇番地　相続財産管理人　司法書士　浅野　南

**相続債権者受遺者への請求申出の催告**

本籍石川県白山市番匠町一九六番地、最後の住所石川県河北郡内灘町字大根布六丁目九五番地一

被相続人　亡　大河　隆志

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成三十年二月十四日

石川県金沢市新神田二丁目一三番二一号第二城南開発ビル一階一〇一号室　相続財産管理人　司法書士　橋本　瑞絵

**相続債権者受遺者への請求申出の催告**

本籍京都市上京区下長者町通黒門東入南小大門町五七九番地、最後の住所京都市右京区嵯峨樒原宮ノ上町二〇番地　養護老人ホーム愛宕ゆうこうの郷

被相続人　亡　川瀬　その

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成三十年二月十四日

京都市中京区蛸薬師通高倉西入泉正寺町三三四番地　日昇ビル五階　北峯法律事務所　相続財産管理人　弁護士　北峯　功三

**相続債権者受遺者への請求申出の催告**

本籍京都市右京区太秦一ノ井町四四番地一三、最後の住所京都市西京区大枝南福西町二丁目一五番地の七　被相続人　亡　久保田治樹

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成三十年二月十四日

京都市中京区間之町通竹屋町下る楠町六一〇　森ビル二六　むかい法律事務所　相続財産管理人　弁護士　向井　理佳

**相続債権者受遺者への請求申出の催告**

本籍大阪府大阪市旭区高殿七丁目六番地、最後の住所大阪市旭区高殿七丁目七番一五号

被相続人　亡　佐藤　静夫

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成三十年二月十四日

大阪市北区西天満三丁目四番四号イワイビル五〇三　相続財産管理人　弁護士　井上　雅人

## 第４期決算公告

平成30年2月14日

秋田県潟上市飯田川飯塚字中谷地55番地

**株式会社アグリサポート湖東**

代表取締役　鳥井　孝一

**貸借対照表の要旨**

（平成29年3月31日現在）　（単位：千円）

| 科目 | | 金額 |
|---|---|---|
| 資産の部 | 流動資産 | 10,155 |
| | 固定資産 | 98,652 |
| | 合計 | 108,807 |
| 負債及び純資産の部 | 流動負債 | 2,421 |
| | 固定負債 | 80,000 |
| | 株主資本 | 26,386 |
| | 資本金 | 80,000 |
| | 利益剰余金 | △53,614 |
| | その他利益剰余金 | △53,614 |
| | （うち当期純損失） | (22,764) |
| | 合計 | 108,807 |

**資本金の額の減少公告**

当社は、資本金の額を六千万円減少し二千万円とし、減少する資本金の額全額を資本準備金とすることにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

平成三十年二月十四日

秋田県潟上市飯田川飯塚字中谷地五五番地　株式会社アグリサポート湖東

代表取締役　鳥井　孝一